

Title	司法省お雇いイタリア人アレッサンドロ・パテルノストロ来日の経緯
Sub Title	An Italian legal adviser, Alessandro Paternostro and the birth of modern Japan
Author	森, 征一(Mori, Seiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.12 (1980. 12) ,p.265- 284
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部法律学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801215-0265

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

司法省お雇いイタリヤ人

アレッサンドロ・パテルノストロ来日の経緯

森 征 一

一

明治二十一年（一八八八年）二月二〇日⁽¹⁾、予定の七日より一三日遅れて、三五才の若さで日本の司法省の招聘に応じたイタリヤ人アレッサンドロ・パテルノストロ (Alessandro Paternostro) は、クロティルデ・マルティネッリ夫人、ジュゼッペ、パオロ、ピエロ、グリエルモ、ロベルトという五人の子供および家政婦一人とともに、⁽³⁾香港行のイギリスの郵便船でイタリヤのナポリをあとにした。この一行は、古代ローマのアッピヤ街道の終点プリンディシを経由して香港に到着し、そこで同じくイギリスの郵便船「チベット号」に乗りかえて神戸經由で、⁽⁴⁾翌明治二十二年一月二〇日午後二時二〇分、横浜に入港した。⁽⁵⁾一行はただちに横浜から午後二時四五分の汽車で上京、⁽⁶⁾麴町区三年町のイタリヤ公使館に寄宿したが、後二月五日、飯田町六丁目の旧司法大臣山田顕義邸に移っている。⁽⁷⁾

パテルノストロは上京後、即日の発令でむこう三ヶ年、司法省雇いの法律顧問として活躍することとなつた。彼は司法省

へは隔日に出勤したらしいが、その詰所は近日新築するという都合上、民事局別室、すなわちかの前司法省雇い法律顧問ポアンナードの詰所をもつてこれにあてられ、通訳は後述の司法省参事官の曲木如長が務めた⁽⁹⁾。

周知のように、このパテルノストロは、大津事件や条約改正の問題等のさまざまな問題に取り組んで日本の独立の危機を救い、とりわけ公法面で近代日本の誕生に大いに貢献した人物である⁽¹¹⁾。たとえそれが「ボワソナードが姑婆、レエスラアが正妻……、パテルノストロが囲い者⁽¹²⁾」と評価されるにすぎなかつたとしてもわが国の法制度の近代化にはたした彼の役割は無視できないであろう。

本稿では「近代日本とパテルノストロ」という将来の研究テーマへの手掛かりとして、ささやかではあるが、彼の来日に至るまでの経緯をパテルノストロ家、イタリアそして日本の歴史のなかに彼を位置づけながら追跡してみようと思う。

二

パテルノストロ家の歴史はイタリア統一運動(リソルジメント)と深く関りあつていた。イタリア統一運動⁽¹³⁾は、ヨーロッパ史に新しい時代を画した一七八九年のフランス革命の勃発とともにその歩みを始める。フランス革命はまもなくナポレオンの軍事的独裁を生み出したが、ナポレオンは、自由・平等という革命の精神を被征服諸国にふきこんだ。イタリア本土も、ナポレオン支配のもと、少邦絶対君主国の割拠する旧支配が一掃され、民族的自覚と近代化に向かつてたくましく動き出したのであつた。

しかしナポレオンの没落後、ウィーン会議の決定に基づいてヨーロッパはフランス革命前の旧体制に戻つたが、そのためイタリアは直接間接にオーストリアの制圧下におかれ、当時の宰相メッテルニヒによる保守的な専制政治の生贖となつた。ところで、長い間スペインのブルボン王朝の支配するところであつたナポリ、シチリアは、ウィーン会議後の王政復古とと

もにブルボン家のフェルディナンドが再びナポリに復位した。彼はシチリア王としては三世、ナポリ王としては四世を称して両国に別個に君臨していたのであつたが、ナポリ王復位後の一八一六年両王国を合併してそれを両シチリア王国とし、フェルディナンド一世と称した。しかしこの王国も実質的にはオーストリアの属国であつた。

だが時代はもはやこのような旧支配体制を許さないところまできていた。フランス革命以来の体験によつて、イタリアの中産階段の間には自由と独立への熱望が着実に広がつていたし、また一八世紀末から一九世紀初めにかけてイタリアにも普及しはじめたロマン主義の文学思想は、自由主義や民族主義に基づく国民的再生への期待や、その実現に向かつての自己犠牲の精神を大学生などのあいだにひろめつつあつたからである。いまやそうした自覚は、オーストリア支配による旧体制の打破という革命的な運動へとつながつていつたのであつたが、復古王政による政治的弾圧のもとでこの運動を担つたのは秘密結社であり、イタリア南部ではカルボネリーア（炭焼党）がそれであつた。

アレクサンドロ・パテルノストロの祖父アントニーノ・パテルノストロは、シチリアのパレルモ近郊ミシルメーリで一七八九年に生まれた。時あたかもフランス革命勃発の年である。彼はパレルモ大学でローマ法・カノン法を修め裁判官となつたが、両シチリア王に「爆弾王」の異名をとつたフェルディナンド二世が即位して反動政策をとり始めた一八三〇年に裁判官を辞し、カルボネリーアの黨員として革命運動に身を投じた。そして一八五七年五月二日にその革命に捧げた生涯を終える。

さて一八四八年のいわゆるシチリア革命は、彼ばかりかパテルノストロ家全体をまきこんだ重大な出来事であつた。当時イタリアでは解放運動の一環として立憲運動が積極的に推進されていたが、この年一月、シチリアの独立憲法を要求する分離主義の暴動がパレルモで起こつた。フェルディナンド二世は、ローマ教皇がオーストリア軍の領内通過を許可しなかつたためにオーストリアの援助を受けることができず、やむなく人民の要求に譲歩して憲法の制定を認めたが、シチリアのこの革命はイタリア諸邦の立憲運動にも大きな影響を及ぼしたという意味で、イタリア統一運動史に輝かしい一ページを飾る事

件であつた。

アントニーノ・パテルノストロは革命運動の活動家として、この革命に息子たちとともに参加したのであつたが、その息子たちの一人が、アレッサンドロ・パテルノストロの父バオロだつたのである。

バオロ・パテルノストロ(一八二二年—一八八五年)⁽¹⁶⁾はパレルモ大学法学部を卒業後弁護士として活躍していたが、パレルモ大学在学中すでにブルボン王朝打倒を唱える「大学生部隊」を組織して活動し、さらに一八四八年の革命では、フランチェスコ・クリスピ、ザナルデッリ(ともに後の首相)らの同志とともに指導的な役割を果たした。革命後シチリア議会の議員となつた彼は、同年四月一三日には、ブルボン王朝のシチリア王位からの廃位を要求する動議を提出したりなどした。しかし、ローマ教皇ピウス九世の民族解放戦線からの離脱を契機として、フェルディナンド二世は、一八四八年五月一五日のクーデターにより革新派を政府部内から一掃、翌年三月には議會を閉鎖して多数の議員を死刑、投獄、追放などに処した。バオロ・パテルノストロもブルボン政府への服従を拒否して死刑判決を受け、亡命の道を歩むことになる。彼は一八五〇年にシチリアを脱出し、マルタ島からパリ、ロンドンを流浪した後、最後にエジプトのアレクサンドリアに身をよせた。

彼はエジプト亡命中、エジプト政府、すなわちバシア(大守)の法律・外交関係の顧問として華々しく活躍し、エジプトの近代化に貢献する。すなわち彼は、その裁判制度、監獄制度、医療制度の改革に寄与し、司法制度改革国際會議には、ヌバル・バシアの顧問として出席したり、またスエズ運河の開通計画にも関与した。これらの功績によつて彼は、イスマイル・パシア(バオロはその法律顧問でもあつた)からベイ(公)の称号を授与されている。

バオロ・パテルノストロは、イタリア解放運動が激化するやただちに帰国し、一八五九年のトスカナの反乱、さらに翌年のシチリアの反乱に加わつた。シチリアでは、一八六〇年四月三日のパレルモの暴動に端を発してシチリアの反乱が起こると、クリスピらによる支援部隊派遣の画策によつて五月一日ガリバルディを総指揮官とする「千人隊」と呼ばれる義勇兵

がマルサラに上陸し、同月三〇日には早くも首都パレルモ、さらにはナポリの解放に成功した。かくして南部イタリアはイタリア王としてのヴィットリオ・エマヌエレ二世に献じられ、一八六一年三月には不完全ながらもイタリアの統一がなし遂げられたのである。

パオロはイタリア王国の誕生後は、アレツツォ、バーリの知事、下院議員、会計検査院顧問官、上院議員という役職を歴任し、政治家としてその余生をおくることとなる。

さてパオロは亡命の日々を送っていたエジプトのアレクサンドリアで、その妻ローザ・フィドゥッチアとの間に一人の男の子をもうけた。一八五二年一月二九日のことであつた。⁽¹⁷⁾ その子の誕生は亡命生活の悲しみにくれがちなこの革命家夫妻の心を和げたようである。その子は祖父と誕生地アレクサンドリアの名をとつて、アントニーノ・アレツツォンドロ・エツトレ・パテルノストロと名づけられたのであつたが、彼こそ後に日本に赴くことになつたアレツツォンドロ・パテルノストロその人であつた。彼はいつもセカンド・ネームのアレツツォンドロで呼ばれていたのである。

このようにアレツツォンドロ・パテルノストロの生涯は、父親の冒険的・愛国的な遍歴のなかで始まつた。彼は数年を生地アレクサンドリアで過ごした後、一八五九年両親とともに祖国イタリアのトスカナに赴いた。そしてこの地方の主都フィレンツェの近郊プラートのチコリーニ学院で少年時代を送つた後、法律学を学ぶためピサ大学に進んだが、一八七〇年にローマがイタリア王国に併合されるや、第一学年を終えただけのピサ大学を去つてローマ大学に移り、一八七四年七月九日にその法学部を首席で卒業した。⁽¹⁸⁾ 彼の卒業論文はローマ大学法学部によつて最優秀と判定され、出版を許可されるという榮譽に輝く。これが彼の学問上の処女作となつた『社会問題に関する研究』(ローマ・一八七五年)である。

卒業後ただちに彼は刑事弁護士になつたが、⁽¹⁹⁾ 実務活動のかたわら研究活動にも精力を注ぎ、一八七六年『刑事裁判官に関する覚え書き』(ナポリ・一八七六年)を著している。

一八七七年、彼は二四才でナポリ大学の「憲法」担当の私講師となり、大学での研究生生活のスタートをきった。彼がナポリ大学私講師採用試験に提出した論文は『選挙議会について』(ナポリ・一八七七年)と題するものである。彼は、ナポリ大学と同時にパルマ大学も受験したようであり、『パルマ大学採用試験の記念』と付記された『少数者の比例代表理論について』(ローマ・一八七八年)という論文は同大学の応募論文と思われる。そしてその翌一八七八年彼は憲法の講義を『政治問題の発展について』(ナポリ・一八七八年)という演題で開始した。彼の講義は雄弁とはいえなかつたが学生の間で人気を博し、当時のナポリ大学の著名な教授たちの講義に比肩するほどであつたといわれている。⁽²¹⁾この年の学期の講義は名著として誉れの高い『憲法—理論と比較—』(ナポリ・一八七九年)として公刊されたが、彼がイタリア公法学の基礎を築いた学者の一人と評価されているのは、本書のゆえでもある。本書は、イタリア公法学の創設者といわれるヴィットリオ・エマヌエレ・オルランドがドイツ公法学の影響の下に著した『憲法原理』(一八八九年)が公刊されるまでは、イタリア史家吉浦盛純氏によれば、国家試験等のための基本書としても広く読まれたといわれる。一八七九年には彼は「国際法」の講義も担当したが、その講義は『国際法史の概要』(ナポリ・一八八〇年)という演題で開始されている。そして翌一八八〇年には二七才で「条約史」担当の首席委託教授となつたが、ナポリ時代のアレッサンドロ・パテルノストロは、以上のような研究活動のみにとどまらず、ナポリ市の行政にも積極的な役割を果たしている。

その間の一八七八年、彼はナポリで貴族出身のクロティルデ・マルティネリと結婚した。パテルノストロが二五才、花嫁が一六才のときであつた。この夫婦の間には、結婚の翌年に生まれた長子パオロ(三才で死亡)、ジュゼッペ、パオロ、ピエロ、グリエルモ、ロベルトという六人の息子(イタリアで誕生)とローザ、マリア、シルヴィアという三人の娘(日本で誕生、シルヴィアは誕生後まもなく死亡)があつた。

さて、ナポリ大学の首席委託教授になつた翌年の一八八一年、パテルノストロは講座競争試験を勝ち抜いてパレルモ大学

の「憲法」担当の正教授に任命された。彼はパレルモ大学のほかにバヴィア大学の講座競争試験にも合格したのであるが、パテルノストロ家ゆかりの地であるパレルモの大学を選んだのである。⁽²³⁾パレルモ大学では、彼は一八八二年の「憲法」の講義を『道徳人と国家生活』（パレルモ・一八八三年）をもつて開始したが、そのほか「行政法」（その講義録として『行政法講義』が残っている）と「国際法」の講義も担当した。このようにして彼は学者としての経歴の頂点にのぼりつめたが、それは一八七六年に上院議員となつた父バオロという、苦勞の多かつた革命家に十分な満足を与えたようであつた。それはともかくとして、アレッサンドロ・パテルノストロの学問研究の領域は、憲法を核としながらも行政法、国際法、刑法、さらには法哲学にまでおよぶ幅広いもので、その学識の豊かさには驚くべきものがある。

ところで、パテルノストロがナポリからパレルモに移つた一八八二年以降、その身边にはさまざまな変化がおこつた。彼は、その一八八二年に、被選挙人資格として要求される三〇才という年齢にはいまだ達していなかつたにもかかわらず、パレルモ第一選挙区の選挙民によつて候補者にまつりあげられている。⁽²⁴⁾そしてその翌年以降、彼はパレルモ市の教育、衛生、労働等に関する顧問として行政に参加した。たとえば、この間、彼はパレルモ市の衛生計画に関する大部の報告書をまとめあげているが、その衛生問題にたいする情熱は、一八八五年パレルモでコレラが発生したときに、伝染による自らの生命の危険と人々のコレラにたいする迷信的な偏見に由来する暴力の危険をおかしながらも、勇敢で精力的な活動をなし、その功績によつて市民功労賞の金メダルを贈られていることからもうかがわれよう。⁽²⁶⁾さらに彼にはもう一つの市民功労賞の銀メダルが贈られているが、それはパレルモ市に地震が起こつたとき、その地震のさなかに自らの生命を賭して崩壊しかけた家屋のなかからある労働者の家族全員を救出した功績によるものであつた。⁽²⁷⁾彼の人柄がうかがわれるエピソードである。

一八八六年にパテルノストロはパレルモの選挙区から下院議員に選出され、政治家としての活動を開始した。同選挙区ではフランチェスコ・クリスピラ多くの著名人が立候補していたが、パテルノストロはそのなかでトップ当選したと伝えら

れている。⁽²⁸⁾ 彼は、議會では、政党ではないが、「極左派」(エストレーマ・シニストラ) または「急進派イタリア人」(ラディカール・イタリアーニ) と呼ばれる四〇名ほどの議員からなるグループに所属し、彼の精神的な財産ともいえる理想の基礎となつてきた自由と進歩の原理に基づいて、党派の別をこえて活動したといわれており、その政治的立場は、すでに一八八二年の下院議員選挙でのパレルモ第一選挙区で行なわれた演説に表明されている。⁽²⁹⁾ すなわち彼によれば、右派と左派との相違は政策的なものであり、国制の民主化という点にある。右派は国王を重視し、左派は国会を重視する。したがつて右派は立憲君主政体を望み、左派は共和政体を望む。とはいつても両派は相互に類似した要素を通して接近する可能性があるとし、それが「変容」(トラスフォルミスモ) であるとした。それは当時、左派政権のデプレーティスがそのときどきの政策に左右いずれの派を問わず妥協を誘い、たくみに自分の周囲にたえず多数派を構成したことをいうが、パテルノストロによれば、それは「変容」というよりは「調整」(コオルディナメント) と呼ぶべきであるという。それゆえ左派とはいつても、王政民主主義から進化する民主主義まで幅広くあり、ただ王政左派は民主政と君主政との提携を信じ、進化主義左派はそれを信じない。こう論じた後、彼は自らは「左派、したがつて民主主義」に属し、二つの民主主義の間には「実質的には差違をおかない」と述べている。パテルノストロと縁の深い、後の首相クリスピヤナルデッリらはやはり左派に属し、とくにザナルデッリは急進左派の指導者でもあつた。パテルノストロは下院議員時代、その学識と雄弁を認められ、議會において予算等に関する数々の名演説を行なつて⁽³¹⁾ いる。しかし、一八八七年には、議會における教授部門の議員定数超過のため、彼は抽籤によつて下院議員の資格を失つてしまつたので、選挙再出馬のためパレルモ大学正教授の講座をおりて⁽³²⁾ しまつた。そしてその後すぐに下院議員に復帰⁽³³⁾ している。

パテルノストロはこの時期に、トレントやトリエステ等オーストリア領下に残されたいわゆる未回収領土問題の解決にきわめて強い関心を示し、オーストリアにたいする義勇兵部隊をいつの日にか指揮することを期して、軍事に関する研究に余念

がなかつたといふ⁽³⁴⁾。イタリア統一運動に身を捧げた祖父および父の血を受けついで愛国者としての彼の姿がここにみられる。

三

一八八八年（明治二年）、パテルノストロの生涯に新たなページを記すことになる事件が起こつた。日本政府が司法省法律顧問としてイタリア人法律家を招聘すべく、その人選をイタリア政府に要請したのにこたえて、イタリア政府がパテルノストロを推薦したのである。

明治二年四月六日、司法大臣山田顕義は内閣総理大臣伊藤博文に宛て、イタリア人法律顧問の雇い入れを要請した。

伊太利國人雇入之儀ニ付請議⁽³⁵⁾

目下伊太利國法律ヲ参照スルノ必要不尠付テハ同國法律家一名ヲ雇入度キ尠本邦在留同國人ノ内ニテハ相当ノ者無之仍テ該國駐劄徳川全權公使ニ移牒シ本國ニ於テ相当ノ法律家一名給料壹ヶ月五百円以下宿料四拾円旅費六百円雇期三ヶ年ノ積リヲ以テ法律顧問トシテ雇入度尤給料其他ノ費用ハ當省定額金ノ内ヲ以テ支辨致スヘシ條約草案相添此段請内議候也

明治二十一年四月六日

司法大臣伯爵山田顕義

内閣総理大臣伯爵伊藤博文殿

この要請は、同年同月の二五日、閣議において「請議ノ通」許可となつた。⁽³⁶⁾

明治政府がなぜこの時期にイタリア人の法律顧問を招聘したのかという理由は、「目下伊太利國法律ヲ参照スルノ必要不尠」というだけで明らかではない。明治二〇年前後は、明治政府が憲法の制定や国会開設の準備を着々と進め、立憲政治の開始に乗り出した時期であるが、また同時に議会の運営や条約改正といった難題がつきつきと発生し、これらの問題にたいして、それまでに整備された法律、制度が実際にどのように運用されるか、その整備の度合い、運用の手腕が問われる時期に入つていた。⁽³⁷⁾したがつて以上のような要求に答えられる能力をもつた法律顧問は、日本と国情を同じくする国から選ばれ

ることは必然であり、それには立憲君主制を採用するドイツかイタリアしかなくつたのである。

この点できわめて興味深いのは、明治一七年の一〇月一日に参事院議官井上毅が伊藤博文に宛てた書簡で、そのなかで井上はつぎのように述べている。「若シ国情相似タルヲ以テ其ノ事情ヲ参考スルノ必要アラバ以太利ノ形勢コソ実ニ我國民ノ觀察スヘキ所ナリ彼ノ國民ハ小侯ノ庄抑ヨリ脱シテ自由人民トナレリ其政治家ハ卑賤ノ書生ヨリ一飛シテ台閣ノ上ニ上レリ彼レハ実ニ鑑ムヘキ鏡ナリシナリ然レトモ政治家ノ眼光ハ常ニ模倣ニヨリ結果ニ注キタレハ伊藤ノ外遊ト共ニ独乙学大ニ學問世界ニ入り来リ之ト共ニ国家主義干涉主義マタ入り来リ以テ久シク日本ノ政治世界ヲ占領シタル英米仏ノ個人主義ト衝突セリ而シテ朝廷ノ上ニハ貴族主義蕩々然トシテ入り来リ大名を廢シテ世録ヲ没官シ門閥ヲ減シテ人才ヲ取り自由平等ノ大義ヲ実行シ来リシ明治政府ハ明治十七年七月ヲ以テ華族令ヲ発シ二千五百年來未タ曾テアラザル貴族制度ヲ立テ公侯伯子男ノ區別ヲ定メタリ是レ伊藤外遊ノ大効果ナリシ此ニ於テカ貴族的保守主義ノ政略ヲ執リ社会上ニ於テハ貴族的急進主義ヲ執ルコト明白トナレリ」⁽³⁸⁾。このように政府部内ではイタリアについて学ぶことの重要性が感じられていたようである。

さらに当時イタリア法については、たとえば明治二二年一月二四日付の『東京日日新聞』が、「(イタリアの)法律と云はば其本領たる古代の羅馬法に折衷するに近世法の料を以てし、嘗ては金玉の法典と尊められたるナポレオンコードを凌ぐの勢あるなれば是より、伊太利法律が如何に我が幼稚なる法律を支配するに至るべきか云々」と報道しているように、その優秀性は周知のことであり、事実、法典編纂作業においてイタリア法が参照されたこともけつして少なくはなかつた。

しかし、司法省がイタリア人の採用を決定するについては、曲木如長の助言が大きくものをいつたようである。この曲木という人物は安政五年に江戸に生まれ、長じて大学南校に入り、同九年にヨーロッパに留学、フランス、イタリアで法学の研鑽を積んで同一六年に帰国し、その後、司法省参事官、東京控訴院検事、司法大臣秘書官等を歴任して、イタリアの刑法、裁判所構成法等の翻訳によつてイタリアの法制度をはじめてわが国に紹介し、さらには「伊学協会」の設立にも力があつた

人である。⁽⁴⁰⁾ 大正二年一〇月一六日、五五才で没した。⁽⁴¹⁾ 後年曲木はこの事情をつぎのように回想している。すなわち「かのパテルノストロ博士を雇聘したのも自分の猷策でした。元来伊太利の法律は独仏兩國の粹を集めたもので、中々進歩してたるところがあるから現行の新刑法なども範を伊太利に採つて居るところがあり、又議院法も参考にして居る点が多いのです。伊太利と云えば日本では余程誤解して貧弱國のやうに思つて居るのですがどふして財政はなかなか整理して今では英仏独に次げる強國で露國などよりか上に位して居るでせう。日本の財政も伊太利みたような手腕家が現われて局に當つたなら大に整理し制度調査も甘く行るでせうが目下の有様では駄目ですな⁽⁴²⁾あ」というのである。

この曲木の言葉を裏づけるような記事が、明治二年一月一八日付の『朝日新聞』に見られる。すなわち、「同省（司法省のこと＝筆者）に於て今回新たに右伊國人（パテルノストロのこと＝筆者）を雇聘するとはなぜに付ては其何の必要に出たるや他人々の疑ふ所なるが其必要は別段何と一定せし訳にはあらず申さば何かに付この顧問ともいふべき者にて此議評の起れる原因は遠く某貴顕が（おそらく曲木のことであろう＝筆者）欧米巡遊の余次に伊國政府の款待を感受し同國の人々に対して此の厚國には優るまじきも伊國の制度とて亦強ちに見捨しものにもあらざるべしと心ありげの答へありし由にてさては後來の和親上にも右顧問官（パテルノストロのこと＝筆者）雇聘の事然るべしとの議論起り又一方に於ては学校の語学科、軍団の制度と種々伊國主義混入の景氣ある今日、幸ひに適當の人物にてあるからは之を雇聘する方何かに付けて都合好かるべしとて遂に斯く雇聘する事に定まりしものなるやう噂せり」と報じられている。

梅溪氏は、パテルノストロの来日は「もともととは、司法省法律顧問として長く活躍したボアソナードが、明治二十一年（一八八八）末、民法典の起草を完成したのを機とし、自分の後任として、パテルノストロを推薦したことによると考えられる⁽⁴³⁾」とされており、また実際、当時の新聞、たとえば明治二年一月六日、同二日、同二四日付の『東京日日新聞』も⁽⁴⁴⁾

そのように報道していたが、後になつて同二五日付の同新聞は「今度司法省にて招聘せられたる伊太利国の法律家パテルノストロ氏はポアソナードの後任として聘せられたるや聞及びしが、今或る確かな方に就て問合せしに右は聊の事情相違にしてポ(アソナード≡筆者)氏には更に關係なく別に招聘せられたるなりとか」と伝え、これを否定している。このことも含めて考えると、パテルノストロの来日についてポアソナードは直接には関与していないと考えられようか。

ともかく以上のような理由から、司法者はイタリア人法律顧問を雇い入れることに決定し、明治二十一年七月付で、時の駐伊公使侯爵徳川篤敬は、司法大臣山田顕義より外務大臣大隈重信を通じて、イタリア人の司法省法律顧問の人選を依頼された。⁽⁴⁵⁾このとき日本政府はイタリア政府にたいし、英語を話せる法律家を依頼したようである。それは明治二十一年九月二日付の徳川公使から山田法相に宛てた英文の電信からうかがわれる。すなわち、

イタリア国外務大臣(フランチェスコ・クリスピ≡筆者)は、英語を話すことのできるイタリア人法律家を見つけることが不可能だとしても、フランス語をきわめてゆつくりと話すことのできる者なら請け合うことができると言つてきております。電信にてご返事をいただきたく存じます。⁽⁴⁶⁾

これにたいして山田法相は、九月四日付で徳川公使に宛て、

できれば英語を話せる法律家を雇うのが望ましいのであるが、もし不可能ならば、英語はそれほどはなくてもフランス語を十分に話せる者でもよい。⁽⁴⁷⁾

と返信しており、この返事をうけて徳川公使はイタリアの外務大臣フランチェスコ・クリスピ(首相・内相兼任)および司法大臣ジュゼッペ・ザナルデッリを訪れ、人選を依頼した。徳川公使はこのときの様子を大隈外相にたいして一〇月一日付の電信でつぎのように伝えている。

私がイタリアの外務大臣および司法大臣にすべてを話した、と司法大臣にお知らせ下さい。彼らは、まだ決定はしていないが、本年中に日本に到着できる法律家を一名送ることを私に約束してくれました。⁽⁴⁸⁾

かくしてイタリア政府は人選を開始し、パテルノストロを推薦してきた。一月二日付で徳川公使は山田法相に宛て、つぎのように打電している。

法律学教授、弁護士、下院議員であるパテルノストロ氏がイタリアの司法大臣によつて選ばれました。⁽⁴⁹⁾

ローマ大学法学部のベラヴィスタ教授によれば、ザナルデッリは、ヨーロッパで最高級のものとして絶讃され、また死刑を廃止したことも名高い一八八九年の「イタリア刑法典」(別名「ザナルデッリ刑法典」)起草にさいして、力を發揮したパテルノストロに一目おき、それとともに父親のような愛情をもつて彼に接していたことが、彼を推薦した理由であろうといふ。⁽⁵⁰⁾

さて司法大臣ザナルデッリはパテルノストロを首相兼外務大臣クリスピに推薦した。⁽⁵¹⁾クリスピはただちにこれに同意したのである。というのはクリスピはパテルノストロの父パオロとは、イタリア統一戦争のさいにともに戦つた同志であり、その子のパテルノストロを個人的にも、また選挙区を同じくすることもあつてよく知つていたからである。⁽⁵²⁾さつあつた後、外務大臣クリスピは徳川公使にパテルノストロを推薦したのであつた。このクリスピの推薦がパテルノストロの雇い入れを決定的なものとした。武藤氏によれば、「徳川公使は、一月二三日の山田法相宛の書面に於て、このパテルノストロの銓衡は、実に彼と同じくパレルモ出身者にして互に選挙区を同じくし、且親交もある時の首相にして兼ねて内相及び外相たるクリスピ (Francesco Crispi) の推薦に係れるものなることを強調し、結局『余ハパテルノストロト一面識ナシ。然レトモ伊国政府ヲ信用ス』と為して、その人選決定の當を得たるべきを報じている」といふ。⁽⁵³⁾

交渉は、俸給、旅費についての障害があつたといへ速かになされ、明治二年一月二日、ついに徳川公使とパテルノストロとの間で、ローマにおいて契約が締結された。

両者間にとりかわされた契約書(原文はフランス語)はつぎのとおりである。

司法省お雇いイタリア人アレクサンドロ・パテルノストロ来日の経緯

二七八 (一九二四)

侯爵徳川篤敬君トアレキサンドル、パテルノストロ君トノ間ニ締結シタル備入契約書

明治二十一年十一月十二日一方ハ日本帝国司法大臣伯爵山田顕義君ヲ代表シ伊多利国王陛下ノ側ニ駐劄スル日本皇帝陛下ノ特命全權公使侯爵徳川篤敬君ト他ノ一方ハ伊太利国パレルム府ニ住居スル伊多利人ニシテ代言人、大学教授兼代議士タルアレキサンドル、パテルノストロ君トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一条 アレキサンドル、パテルノストロ君ハ司法省ニ於ケル法律顧問官トシテ司法大臣ニ傭聘セララルモノトスアレキサンドル、パテルノストロ君ハ司法大臣ノ命ニ因リ常ニ其高尚ナル資格ニ於テ裁判官及ヒ檢察官ノ職務ニ関スル事務ニ従事セシメラルルコトヲ得ヘシ

第二条 アレキサンドル、パテルノストロ君ノ司法省ニ於テ法律顧問官タルノ職務ハ左ノ如シ

第一 司法大臣若クハ司法次官ノ命令ニ因リ法律、敕書及ヒ其他政府ノ法令案ヲ起草スル事

第二 司法大臣若クハ司法次官ヨリ為ス所ノ質問ニ付キ又ハ司法大臣ノ認可ヲ得テ裁判所長、検事局長又ハ司法省各局課部長ヨリ為ス所ノ質問ニ付意見ヲ述フル事

第三条 此契約期限内アレキサンドル、パテルノストロ君ハ其外国籍ノ許ス限リハ自己ト同一ノ地位ヲ有スル日本官吏カ享有スル権利ト同一ノ権利ヲ享有スルノ権能ヲ有ス可シ

同上ノ期限内アレキサンドル、パテルノストロ君ハ其外国籍ノ許ス限リハ前項ニ記シタル日本官吏カ履行ス可キ本分ト同一ノ本分ヲ履行スヘキノ義務ヲ有ス可シ

第四条 傭入期限ハアレキサンドル、パテルノストロ君カ東京ニ到着ノ日ヨリ起算シ滿三年トス

司法大臣ハアレキサンドル、パテルノストロ君カ日本ニ到ルノ旅費トシテ銀貨六百円ヲ給与スヘシ

第五条 アレキサンドル、パテルノストロ君ハ一個月銀貨六百円ツツノ割合ヲ以テ司法省ヨリ俸給ヲ受取ル可シ

此金額ハ毎月末ニ司法省会計局ヨリ之ヲアレキサンドル、パテルノストロ君ニ支払フ可シ

第六条 司法大臣ハ前条ニ記載シタル金額ノ外ニ尚ホ家宅借入料トシテ毎月四十円ノ金額ヲアレキサンドル、パテルノストロ君ニ弁償ス可シ

然レトモ司法大臣ハ右ノ金額ヲアレキサンドル、パテルノストロ君ニ弁償セスシテ相当ノ家宅ヲ供給スルノ権能ヲ有ス可シ

第七条 アレキサンドル、パテルノストロ君ハ司法省ニ於テ一般ニ休暇日ト定メタル日ヲ以テ休暇日ト為ス可シ

第八条 アレキサンドル、パテルノストロ君カ疾病ノ為メ一週間以上其職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ医師ノ診断書ヲ具シ其旨司法大

臣ニ届出サル可カラス

第九条 アレキサンドル、パテルノストロ君カ司法大臣ノ許可ヲ得シテ職務ヲ執ラサルコトアルトキハ其職務ノ執行ヲ止息セル日数ニ比準シテ俸給ヲ減却セララル可シ

若シアレキサンドル、パテルノストロ君カ疾病ノ為メ九十日以上其職務ヲ履行スルコト能ハサリントキハ其俸給ヲ半額ニ減却セララル可シ

第十条 契約期限内司法大臣カ正当ノ理由ナクシテアレキサンドル、パテルノストロ君ヲ解傭シタルトキハ契約残余期限ノ為メニ払フ可キ俸給ノ全額ヲ給与シ且ツ日本ニ到ル旅費トシテ給与シタルモノト同一ノ金額ヲ其帰国旅費トシテ支払フ可シ

第十一条 アレキサンドル、パテルノストロ君カ其契約ノ満限セサル前ニ正当ノ理由ナクシテ解約センコトヲ欲スル場合ニ於テハ其解約当日マテノ俸給ニ非サレハ之ヲ受取ルコトヲ得ス且ツ此場合ニ於テハ其帰国旅費ヲ給与セラレサル可シ

若シアレキサンドル、パテルノストロ君カ契約上ノ義務ヲ履行スルヲ肯セサルカ或ハ刑事上又ハ懲戒上ノ判決ニ因リ処刑セララルコトアルトキハ司法大臣ハ直チニ其契約ヲ解除スルコトヲ得可シ此場合ニ於テハ其残余期限ノ為メニ払フ可キ俸給並ニ其帰国旅費ヲ給与セラル可シ

第十二条 若シ契約者ノ一方ニ於テ契約ヲ更新スルノ念慮ヲ有スルトキハ契約満期ヨリ六個月以前ニ其旨ヲ他ノ一方ニ通知ス可シ
右ハ前記ノ日付ヲ以テ誠実ニ羅馬ニ於テ本契約書三通ヲ調製スル者ナリ

徳川篤敬

アレキサンドル、パテルノストロ

追加契約書

第一条 アレキサンドル、パテルノストロ君ハ日本司法大臣ノ認可ヲ受ケ其家族ヲ挙ケテ日本国ニ伴フカ為メニ其全家族ノ旅費トシテパレルム府出発前ニ伊多利貨幣四千九百二十「リール」ノ補充金額ヲ支給セラル可シ又同氏ノ伊多利国ニ帰ルトキハ其全家族ノ為メニ必要ナル旅費ヲ受取ル可シ

同上ノ日付ヲ以テ羅馬ニ於テ之ヲ為ス

徳川篤敬

アレキサンドル、パテルノストロ

該契約書第八條及ヒ第十一條ハパテルノストロ君ノ身分ニ対シ聊カ蛇足ニ属スルモノノ如シト雖モ司法大臣カ其省ニ備聘スル外人ト締結スル所ノ契約書ニハ一般ニ此兩條ヲ採用スルヲ例トス因テ之ヲ本書ニ登載シタルコトヲ公言ス

徳川篤敬

余若シ家族ヲ同伴シ若クハ追テ之ヲ呼寄スルコトヲ得サル場合ニ於テハ家族ノ旅費ニ充テラレタル全額ヲ返却ス可キノ約束ヲ為シタルコトヲ公言ス

アレクサンドル、パテルノストロ⁽⁵⁵⁾

一一月一九日、パテルノストロは下院議員を辞職した。⁽⁵⁶⁾

そして一一月一四日に、徳川公使は山田顯義法相に宛て、この件に關しての最後の電信を送つてきている。

契約は成立しました。パテルノストロ氏は一一月七日イギリスの郵便船で日本に向けナポリを出発する予定です。⁽⁵⁷⁾

- (1) 「東京日日」明治二年一月六日付。
- (2) 外務省史料館蔵「明治二十一年來電寫」(外務省)電信課、二月一四日電二八二号。
- (3) 「一八八八年一月一五日付パスポート」。當時の新聞はことごとく、家族は夫人と四名の子供と報道しているが、これは誤りである。
- (4) 「朝野新聞」および「朝日新聞」明治二年一月二〇日付。
- (5) 「東京日日新聞」および「朝野新聞」明治二年一月二二日付。なお一行の航海については、武藤智雄「パテルノストロ家訪問記」法律時報第九卷二号・昭和二年二月・参照。
- (6) 「朝野新聞」明治二年一月二二日付。
- (7) 「読売新聞」明治二年二月六日付。
- (8) 「読売新聞」明治二年二月六日付。
- (9) 「東京日日新聞」および「読売新聞」明治二年一月二四日付。
- (10) 「前号の紙上バ(テルノストロ)氏の訳官は曲木如長なりとか記せしが、曲木氏は只法律取調報告委員として担当の事務あるに付公務上同氏の通訳を為し或は共に取調に従事せらるるに過ぎず」といふ(「東京日日新聞」明治二年一月二五日付)。
- (11) パテルノストロに關しては、武藤前掲論文、同「わが國の文化とイタリヤの協力」中央公論・昭和一三年五月号、木野主計「天津事件と井上毅」

- 國史學第七六号・昭和四十三年、梅參昇「お雇い外国人―政治・法制―鹿島研究所出版会・昭和四十六年 Mario G. Losano "The consiglieri giuridici europei e la nascita del Giappone moderno", sta in "Materiali per una storia della cultura giuridica III, I/1973" (Bologna, 1973), pp. 519 e segg. (この書評はリック・ウ・ロサン著「三人のヨーロッパ人法律顧問と近代日本の誕生」法学研究第四七巻 一―一―号・昭和四十六年―一―年) Seichi Mori, "Appunti sulla vita di Alessandro Paternostro, Giuriconsulto italiano dell'Impero Giapponese: Keio Law Review, No. 1 (1975).
- (12) 大久保泰甫『ホランナボト』岩波新書・岩波書店・一九七七年・一三二頁・参照。
- (13) 本論のイタリヤの叙述は、森田鉄郎・重岡保郎『イタリヤ現代史』山川出版社・昭和五十二年に於いた。
- (14) Cfr. Bibliografia Siciliana ovvero Gran Dizionario Bibliografico delle opere edite e inedite, antiche e moderne di autori siciliani o di argomento siciliano (ed. di G. M. Mirra), Palermo, 1881, p. 195.
- (15) Giacomo Armò, "Due Siciliani, arardi di Roma nel mondo, Paolo e Alessandro Paternostro" (Sicilia, 1939), p. 1.; Enciclopedia Biografica e Bibliografica Italiana, Serie XLIII, vol. Ministri, Deputati, Senatori dal 1848 al 1922 (Roma, 1941), p. 293; "Alessandro Paternostro 1852—1899, Cenni Biografici" (Palermo, 1940).
- (16) Gaetano Falzone, "Il Risorgimento a Palermo" (Palermo, 1971), p. 233, n. 28, e Indice dei morti dell'anno 1896—1905, Lettera G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, Municipio di Palermo, Archivio dello Stato Civile (Palermo, 1916).
- (17) Il Parlamento Subalpino e Nazionale, Due Volumi (Roma, 1896 e 1898); Enciclopedia Biografia e Bibliografia Italiana, cit.; Il Parlamento Subalpino e Nazionale, Profili e Cenni Biografici di tutti Deputati e Senatori eletti e creati dal 1848 al 1890 (Legislatura XVI) (Terni, 1890), p. 36; Piccolo Dizionario dei Contemporanei Italiani, compilato da Angelo de Gubernatis (Roma, 1895), p. 678; Alessandro Paternostro 1852—1899, Cenni Biografici (Palermo, 1940), p. 1; Giacomo Armò, *op. cit.*, p. 1; Enciclopedia Universal Illustrada (Europeo, Americane), Tomo XLII (Barcelona, 1920); Ugo E. Imperatori, Dizionario di Italiani all'Estero (dal sec. XVIII sino ad oggi) (Genova, 1956), p. 212; Luigi Brangi, «I Moribondi di Montecitorio» (Torino, 1889), p. 42, e Il Parlamento Subalpino e Nazionale, cit., p. 36.
- (18) Alessandro Paternostro, cit., p. 2, e Iscrizioni e ricordi dei più illustri professori della R. Università di Palermo (Omaggio al V Congresso Nazionale Giuridico-Forense, 20 Aprile 1903) (Palermo, 1903), pp. 39—40.
- (19) Luigi Brangi, "I Moribondi di Montecitorio", cit.
- (20) Luigi Brangi, *op. cit.*, p. 43: «Quando insegnava, come professore pareggiato, diritto internazionale all'Università di Napoli, talvolta gli accadeva di fermarsi di botto perché la parola non gli veniva pronta o le idee gli singarbugliavano nella

mente. Ma egli è convinto di ciò che dice, ed è questa la ragione per cui lo si ascolta con deferenza».

(21) Alessandro Paternostro, *cit.*, p. 2.

(22) Giacomo Armò, *op. cit.*, p. 4. Cfr. Ettore Lombardo Pellegrino, «Alessandro Paternostro nella Dottrina Costituzionale», *Prolusione al corso di diritto costituzionale nella R. Università di Palermo (Roma, 1899)*; Vittorio Emanuele Orlando, *Trattato di diritto amministrativo, I, Prefazione (da Alessandro Paternostro, Alto Consigliere politico e giuridico dell'Impero Giapponese (Palermo, 1940), p. 8)*: «Alla dimane della sua unificazione il nostro paese si trovò a dover provvedere, non solo alla intuizione dei suoi ordinamenti, ma anche alla creazione, quasi dal nulla, delle sue scuole scientifiche»; il discorso sui giuristi siciliani pronunziato a Catania dal Prof. M. De Francesco nelle celebrazioni dei grandi siciliani dell'autunno 1939-XVII (da Alessandro Paternostro, Alto Consigliere politico e giuridico dell'Impero Giapponese, *cit.*, p. 8): «... durante i quali venne pubblicato quel «Manuale di diritto costituzionale storico, patrio e comparato», che può ancora oggi essere apprezzato per l'originalità del pensiero e come dimostrazione del valore del giurista, . . . »

(23) Alessandro Paternostro, *cit.*, p. 2.

(24) Cfr. Il discorso del Prof. A. Paternostro agli elettori del I° Collegio di Palermo nella sera del 26 ottobre 1882 (Palermo, 1882).

(25) Alessandro Paternostro, *cit.*, p. 2. Cfr. Paternostro e Schichlione, «Relazione sul bonificamento della Città di Palermo», presentata alla Giunta Comunale degli Assessori Paternostro e Schichlione (Palermo).

(26) Il Parlamento Subalpino e Nazionale, *cit.*, p. 36.

(27) Alessandro Paternostro, *cit.*, p. 2.

(28) Alessandro Paternostro, *cit.*, p. 3.

(29) Storia del Parlamento italiano, diretta da Niccolò Rodolico, vol. 18 (Parlerno, 1964), p. 190.

(30) Cfr. Il discorso del Prof. A. Paternostro agli elettori del I° Collegio di Palermo nella sera del 26 ottobre 1882, *cit.*

(31) Sono il discorso parlamentare 23 novembre 1886 sulla discussione dello stato di previsione della spesa per il Ministero di grazia, giustizia e culti, quello 10 dicembre 1886 sulla discussione del bilancio di previsione del Ministero degli affari esteri, e quello 12 gennaio 1887 sulla discussione del bilancio di provizione del Ministero dell'Interno per l'anno 1886-87.

(32) Atti del parlamento italiano, Camera dei deputati, sessione 1886-1887 (I° della XVI Legislatura), vol. II (Roma, 1887), Discussioni, pp. 2247-2248.

- (33) Luigi Brangi, *op. cit.*, p. 43.
- (34) Luigi Brangi, *op. cit.*, p. 43.
- (35) 「明治二十一年官吏進退外人雇使」
- (36) (35)に同。
- (37) 梅溪前掲書二〇八一—二四頁参照。
- (38) 「伊藤家文書」第三九卷、井上毅書簡、五六—七頁。なお本書簡の性格については、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』(史料篇第五)国学院大学図書館刊・昭和五〇年、六八二頁参照。
- (39) 曲木の翻訳書については西村捨也編著『明治時代法律書解題』酒井書店・一九六八年、とくに五二—二頁を参照。
- (40) 日本力行会編纂『現今日本名家列伝』明治三十六年、六〇一頁および「時事新報」明治四五年六月一九日付、「人の今昔」。
- (41) 稻村他編『大正過去帳』東京美術・昭和四八年、二九頁参照。
- (42) 前掲「時事新報」明治四五年六月一九日付。
- (43) 梅溪前掲書二一七頁。
- (44) このほか「読売新聞」明治二十二年一月三日付。
- (45) 武藤前掲「パテルノストロ家」三二頁および同前掲「わが国の文化」二四一頁。武藤氏は前掲「パテルノストロ家」のなかで、昭和七年「時のわが駐伊(筆)大使に請うて、(在ローマ筆者)帝国大使館の古い記録を見せて貰った。所が、最早時代がついて紙も黄ばんだ文書の綴を繕いてみると、其処には明治二十一年七月、時のわが駐伊公使侯爵徳川篤敬が伊太利人司法省法律顧問の人選を囑せられてから以降、同年十一月パテルノストロとの「雇入条約の締結」乃至は翌十二月同人が家族同伴わが国に向けて出発するに至つた迄の経緯が、徳川公使対山田(頭義)法相及び大隈(重信)外相間の極めて興味ある往復文書に依つて、一々手に取る如く展開されているのである」と記している。しかしこれらの文書類は、吉浦盛純氏によれば、「連合軍がイタリアに上陸するや、日本大使館はローマからヴェネツィアに避難したが、そのとき地下室にあつた文書類はほとんどそのままに置いていたし、その施設はエジプト公使・大使館となつてしまつたため、文書類の所在は不明なものが多い」という。筆者もイタリアを訪れたさい、在ローマ日本大使館でこれらの文書類のことを尋ねたが不明とのことであつた。
- (46) 前掲「明治二十一年来電写」(外務省)電信課、九月二日、電二二八号。
- (47) 外務省史料館蔵「明治二十一年往電写」、九月四日、電一七八号。
- (48) 前掲「明治二十一年来電写」、一〇月二日、電二六〇号。
- (49) 前掲「明治二十一年来電写」、十一月二日、電二七五号。
- (50) Cf. Alessandro Paternostro, *cit.*, p. 3. ㊦㊧ Giacomo Arno, *op. cit.*, p. 5.

司法省お雇いイタリア人アレッサンドロ・パテルノストロ来日の経緯

- (51) Gaetano Falzone, *op. cit.*, p. 233, n. 28, 445. *Dizionario dei Siciliani Illustri* (Palermo, 1939), p. 363.
- (52) 注(50)に同。
- (53) 武藤前掲「パテルノストロ家」三一頁。
- (54) 俸給および旅費のおりあいがつかず、細かい交渉があつた。「明治二一年官吏進退外国人雇使」参照。
- (55) 「明治二一年官吏進退外人雇使」
- (56) *Atti Parlamentari, Camera dei Deputati, Legislatura XVI, 2ª Sessione, discussioni, Tornata del 19 novembre 1888*, p. 53
13.
- (57) 前掲「明治二十一年米電写」、二月一四日、電二八二号。

追記

本稿の作成にさいしていつもながらのご教示ばかりか永年にわたつて収集してこられたパテルノストロ関係の貴重な資料を提供して下さつた本塾名誉教授手塚豊先生、在伊中に研究されたパテルノストロに関してお話を聞かせいただいた鹿島建設の吉浦盛純氏、外務省史料館での史料の閲覧に便宜をはかつて下さつた井上勇一氏、さまざまにご教示をいただいたローマ大学法学部教授ベラヴィスタ先生、そして最後にパレルモのパテルノストロ家の人々および同家の老大な量の資料をコピーするにあたつてご尽力いただいたムッソ氏、グラヴァーニャ氏の好意と友情に感謝したい。